

建物共済

住まいる

加入できるのは

- 建物** 農業を営む方が所有又は管理している住宅、農作業場、畜舎など
- 家具類** 住宅に收容されている家財（営業用什器は対象外となります。）
- 農機具** 農作業場などに收容されている小農器具など（1台80万円以上の農機具については、加入申込書に記載されているものに限り。）

※家具類・農機具は、建物と併せてのご加入となります。家具類・農機具のみのご加入はできません。



対象となる事故は

火災共済



●火災



●落雷



●建物外部からの物体の落下、衝突等（自然災害を除きます。）



●破裂・爆発



●給排水整備に発生した事故に伴う漏水等（自然災害を除きます。）
※水ぬれ損が発生した場合に限ります。



●盗難によって発生したき損・汚損（盗難そのものの被害は除きます。）



●騒乱に伴う破損

総合共済

火災共済で対象となる事故にプラスして、下記の自然災害が対象となります。

●風水害



●雪害

●地震・噴火・津波

※建物の損害割合が5%以上となった場合対象となります。また、支払いは加入金額の30%が限度となります。



●土砂崩れ



●地すべり

補償される期間は

掛金を納入した日（共済証券にこれと異なる責任開始日が記載されているときはその日）の午後4時から1年間となります。継続加入の場合は、継続前の補償期間の満了する日の午後4時から1年間となります。

加入できる金額（共済金額）は

加入できる金額は、建物の※再建築価額と家具類・農機具の再取得価額を合わせた金額まで加入できます。

ただし、1棟当たりの限度額は **火災共済 6,000万円** まで

総合共済 2,000万円 までとなります。

(注) 火災共済と総合共済合わせて加入する場合は、1棟当たり6,500万円が限度となります。

加入の目安は

● 建 物

「同じ建物を建て直すと現在いくらかかるか」というのが※「再建築価額」です。この再建築価額まで加入できます。

1坪（3.3㎡）当たりの木造建物の目安

用途	1坪当たり	用途	1坪当たり	用途	1坪当たり
純和風住宅	60～70万円	店 舗	50～60万円	土 蔵	65～80万円
住 宅	50～60万円	併用住宅	50～60万円	納屋・作業場等	12～25万円
ア パ ー ト	45～50万円	事 務 所	40～45万円	畜舎など	10～25万円

● 家具類の標準価額

家具類の価額は、建物の面積等から家族の共通家具類と個人家具類を合計したものが目安となります。

共通家具類再取得価額		個人家具類1人当たりの再取得価額	
住宅延面積	価額	世帯主夫婦	成人男子
66㎡（20坪）未満	480万円	550万円	25歳以上 215万円
66㎡（20坪）以上	530万円	620万円	25歳未満 145万円
99㎡（30坪）以上	610万円		成人女子
132㎡（40坪）以上	675万円	730万円	25歳以上 460万円
165㎡（50坪）以上	725万円		25歳未満 275万円
198㎡（60坪）以上	770万円	765万円	大学生男子 115万円
231㎡（70坪）以上	815万円		大学生女子 200万円
264㎡（80坪）以上	860万円		小・中・高生 70万円
297㎡（90坪）以上	885万円		（男女共通）
			幼児（男女共通） 40万円

● 小農器具再取得価額の目安

小農器具の所有台数は、農業収入に比例していることが多く、経営規模の分類を目安としています。（1台80万円に満たない農機具）

区 分	新調達価額の目安
大規模経営	250～510万円
中規模経営	145～360万円
小規模経営	90～295万円

共済金の支払いは

● 火災等による損害

全焼の場合は、加入共済金額が支払われますが、加入共済金額が建物・家具類等の価額を超えるときは建物・家具類等の価額が支払いの限度額になります。

一部損害の場合は、建物・家具類等の価額に対する加入額の比率（加入割合）によって支払額が決まります。加入共済金額が建物・家具類等の80%以上の加入割合であれば、損害額は加入共済金額を限度として全額補償されますが、80%未満のときは下記計算式1の方法によってお支払いいたします。

● 計算式1

(加入割合80%未満の場合)

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{建物・家具類等の価額} \times 0.8}$$

(お支払い例)

建物再建築価額5,000万円、損害額1,500万円の場合

○4,000万円以上の加入金額であれば、1,500万円の支払い。

○2,000万円加入の場合は、

$$\text{損害共済金} = 1,500\text{万円} \times \frac{2,000\text{万円}}{5,000\text{万円} \times 80\%} = 750\text{万円}$$

● 自然災害による損害（総合共済）

風水害や雪害などの自然災害（地震等を除きます。）については、損害の割合によって支払われる共済金の計算方法が異なります（損害割合＝損害額÷建物再建築価額）。

損害割合が80%以上の場合は、計算式2の方法によって、損害額に加入割合を乗じた額をお支払いいたしますが、損害割合が80%未満の場合は、計算式3により、損害額から建物等価額の5%に相当する額又は1万円のいずれか低い額を控除した額に、加入割合を乗じた額をお支払いいたします。

● 計算式2（損害割合80%以上）

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{建物価額}}$$

● 計算式3（損害割合80%未満）

$$\text{損害共済金} = \left(\text{損害額} - \begin{matrix} \text{建物価額の} \\ 5\% \text{又は} 1\text{万円の} \\ \text{いずれか低い額} \end{matrix} \right) \times \frac{\text{加入共済金額}}{\text{建物価額}}$$

※計算式2・3・4は建物だけを補償の対象にした例としています。 ※損害額が建物価額の5%又は1万円のいずれか低い額に満たない場合はお支払いできません。

(お支払い例)

建物再建築価額1,500万円、損害額300万円の場合

○1,000万円加入の場合は、

$$\text{損害共済金} = (300\text{万円} - 1\text{万円}) \times \frac{1,000\text{万円}}{1,500\text{万円}} = 1,993,333\text{円}$$

● 地震による損害（総合共済）

地震や噴火によって建物は損害割合5%以上、家具類等は損害割合70%以上の損害を受けた場合は、計算式4の方法によって、加入金額の30%に相当する金額を限度に損害共済金をお支払いいたします。

● 計算式4

$$\text{損害共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{加入共済金額} \times 0.3}{\text{建物価額}}$$

● ほかの保険に加入していた場合

建物共済「住まいる」に加入している建物等がほかの共済・保険に加入していた場合で、それぞれ契約の支払責任額合計が損害額（建物等の価額）を超えるときは、それぞれの共済・保険が加入共済金額等に応じて、損害額を限度に損害共済金をお支払いいたします。

費用共済金も、支払限度額を超える場合には同様にお支払いいたします。

● 各種費用共済金

損害共済金のほかに、次の費用共済金も支払われます。

残存物取片付け費用共済金	事故の後片付け費用として、実費が発生した場合、損害共済金の10%を支払います。（実費額を限度とします。）
特別費用共済金	損害割合が80%以上の場合に、共済金額の10%を支払います。 （1棟ごとに200万円を限度とします。） ※自然災害を除きます。
損害防止費用共済金	損害の防止・軽減のために使われた費用を支払います。 （例えば、消火薬剤などの詰め替え）
地震火災費用共済金	地震を原因とする火災が発生し建物は半焼以上、家具類は全焼となった場合に、共済金額の5%を支払います。
失火見舞費用共済金	加入物件が火元となり、第三者の所有する物に損害を与えた場合、1世帯当たり20万円を支払います。 （1回の事故につき共済金額の20%を限度とします。）

（お支払い例）

火災共済に3,000万円加入で全焼の場合

再建築価額 3,000万円	+	損害共済金 3,000万円	+	残存物取片付 費用共済金 300万円	+	特別費用 共済金 200万円	=	合計 3,500万円
------------------	---	------------------	---	--------------------------	---	----------------------	---	---------------

掛金は

◆ 1年間の共済掛金は（加入共済金額100万円当たり）

		基本契約		建物の用途
		火災共済	総合共済	
一般造	普通物件	1,100円	2,800円	住宅・農作業場・車庫・畜舎など
	特殊物件一般	1,690円	3,280円	店舗（併用住宅）・事務所など
	特殊物件割増	3,590円	4,810円	加工場・乾燥施設など

無事戻し

掛金は掛け捨てではありません。3年間無事故であった場合は「無事戻し金」として掛金の一部をお支払いします。